め、同条第三項の規定に基づき、ＣＬＴパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第十一に適合する場合においては、当該構造計算は、同項に規定する同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

第一～第十三　（略）

（木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件の一部改正）

第八条　木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件（令和七年国土交通省告示第二百五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二　材料 一　構造耐力上主要な部分に使用する木質接着複合パネルは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。次号において「法」という。）第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの（平成十三年国土交通省告示第千二十四号第一第二十三号及び第二第二十二号の規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限る。）としなければならない。 二　木質接着複合パネル以外の材料であって構造耐力上主要な部分に使用するものは、次のイからトまでに掲げる構造部材の区分に応じ、当該イからトまでに定める材料としなければならない。ただし、第四第二号に掲げる床版であってその材料が平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二に定める技術的基準に適合するもの並びに第七第四号に掲げる小屋組及び屋根版であってそれらの材料が同告示第二に定める技術的基準に適合するものにあっては、この限りでない。 イ～ハ　（略） ニ　はり及び登りはり（天井面に対して斜めに設けるはりをいう。第七第一号及び第二号トにおいて同じ。）　次の⑴若しくは⑵のいずれかに掲げる材料又はこれらと同等以上の品質を有する材料 ⑴　（略） ⑵　法第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた木質複合軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十一号に規定する木質複合軸材料をいう。）であって、平成十三年国土交通省告示第千二十四号第一第二十一号及び第二第二十号の規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの ホ～ト　（略） 三　（略）	第二　材料 一　構造耐力上主要な部分に使用する木質接着複合パネルは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。次号において「法」という。）第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの（当該認定において国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限る。）としなければならない。 二　木質接着複合パネル以外の材料であって構造耐力上主要な部分に使用するものは、次のイからトまでに掲げる構造部材の区分に応じ、当該イからトまでに定める材料としなければならない。ただし、第四第二号に掲げる床版であってその材料が平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二に定める技術的基準に適合するもの並びに第七第四号に掲げる小屋組及び屋根版であってそれらの材料が同告示第二に定める技術的基準に適合するものにあっては、この限りでない。 イ～ハ　（略） ニ　はり及び登りはり（天井面に対して斜めに設けるはりをいう。第七第一号及び第二号トにおいて同じ。）　次の⑴若しくは⑵のいずれかに掲げる材料又はこれらと同等以上の品質を有する材料 ⑴　（略） ⑵　法第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた木質複合軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十一号に規定する木質複合軸材料をいう。）であって、平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二第三号の規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの ホ～ト　（略） 三　（略）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行前に第四条の規定による改正前の平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二第三号の国土交通大臣の許容応力度及び材料強度の数値の指定を受けた認定木質接着成形軸材料等（建築基準法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けた木質接着成形軸材料、木質複合軸材料、木質断熱複合パネル又は木質接着複合パネルをいう。以下この項において同じ。）は、それぞれ第三条の規定による改正後の平成十三年国土交通省告示第千二十四号第一第二十から第二十三まで及び第二第十九から第二十二までの規定により国土交通大臣の当該許容応力度及び材料強度の数値の指定を受けた認定木質接着成形軸材料等とみなす。